

法務省における制度の周知, 不正防止の取組の現状等

令和元年12月
法務省民事局

< 目 次 >

- 1 法務省における成年後見制度の周知について
- 2 不正防止の取組の現状について
- 3 任意後見制度の利用状況に関する調査について

1 法務省における成年後見制度 の周知について

(1) パンフレット, ポスターの配布

- 各地の法務局のほか, 市区町村役場, 社会福祉協議会等の関係機関に, パンフレット約60万部
ポスター7,000部を配布
- 法務省ホームページにも掲載



パンフレット



ポスター

(2) インターネット広告の実施

- ・ 成年後見制度・成年後見登記制度の更なる周知を図るために、平成30年12月から平成31年2月までの約3ヶ月間、検索サイトGoogleにて、「検索ネットワーク」(ターゲティング広告)(※)を実施

※ 「検索ネットワーク」とは、Googleの検索画面において、例えば、「後見」を検索した場合、検索結果一覧の中に、以下のとおり広告を表示し、法務省ホームページ内の「成年後見制度～成年後見登記制度～」のページに案内する仕組み

【広告表示例】

成年後見制度を知っていますか？ | 詳しくは法務省HPへ

広告 www.moj.go.jp/法務省/民事局 ▼

成年後見人等が本人に代わって、大切な人の大事な生活・財産を守ります。詳しくは法務省HPへ

※ 広告文は組み合わせにより複数のパターンで表示

もしかして認知症かも？ | 判断能力が衰える前に

広告 www.moj.go.jp/法務省/民事局 ▼

成年後見制度でいざという時のための財産管理等も安心！詳しくは法務省HPをご覧ください。

- ・ 広告の効果として、「成年後見制度～成年後見登記制度～」のページビューが約5倍に増加

(3) 講演会, 無料相談の実施

- 全国一斉！法務局休日相談所の実施(全国54箇所, 相談来所者数2,649人)に合わせて, 成年後見に関する講演会, 相談会を実施
- 成年後見・任意後見に関する講演会は, 全国4箇所・118人が参加
- 相談会には, 司法書士, 土地家屋調査士のほか, 公証人66人も参加(成年後見に関する相談は, 90件)

全国一斉!
法務局休日相談所

令和元年
10/6 (日)

講演会

10:30~ ※要予約
「任意後見制度について」
(公証事務について)

11:30~
「成年後見制度について」

13:30~
「未来につなぐ相続登記」

相談会

土地・建物の相続登記 抵当権の抹消登記 ※要予約
会社・法人の設立登記 役員の変更登記
隣地との筆界 いじめなどの人権問題 成年後見の登記
地代・家賃の供託 無戸籍でお困りの方 帰化 など
【相談員】司法書士、土地家屋調査士、
公証人、人権擁護委員、法務局職員

会場
東京法務局
(丸の内線2合同庁舎10階・14階)
東京メトロ/都営地下鉄
「九段下駅」6番出口
徒歩5分
※駐車場はありません。

電話で予約してください。
03-5213-1319
東京法務局 民事行政調査官室

※すべて無料 秘密厳守
主催：東京法務局
協力：東京司法書士会、東京土地家屋調査士会、
東京公証人会、東京都人権擁護委員会

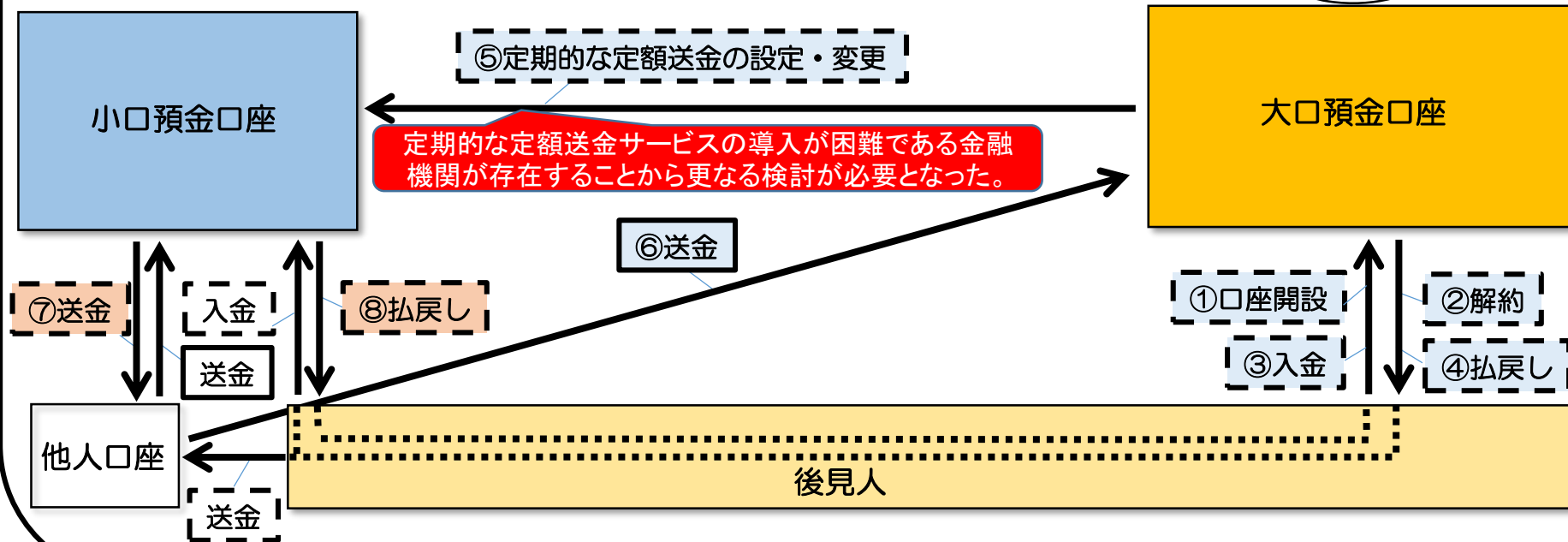
東京法務局で実施した講演会・相談会の案内

2 不正防止の取組の現状について

不正防止策として考えられる仕組みのイメージについて (成年後見における預貯金管理に関する勉強会報告書)

- ➔ 資金の流れ
- ┌─┐ 後見人が代理人として行う取引
- 第三者によるチェックを行うことが考えられる取引
- 1回あるいは1か月当たりの引出額制限や関係者への通知を行うことが考えられる取引

大口預金と小口預金の金額
については後見人において検討



今後の予定

- 次の事項等について意見交換を行うために、成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議が開催される予定である。
- 定期的な定額送金サービスの導入が困難な金融機関においても提供可能な預貯金管理の仕組みの検討
- 保佐・補助制度の下でも利用可能な預貯金管理の仕組みの検討

3 任意後見制度の利用状況に関する 調査について

(1) 調査の概要

- 任意後見制度に関して、登記記録の分析による調査を実施。また、日本公証人連合会（日公連）の調査を通じて、公証役場における制度の利用実態を把握
- 登記については、令和元年7月29日時点の登記記録を分析
- 日公連の調査については、平成30年10月及び11月の2か月間の約1900件の任意後見契約を対象として、全国の公証人に対し、その内容に関するアンケート調査を実施

(2) 基礎データ

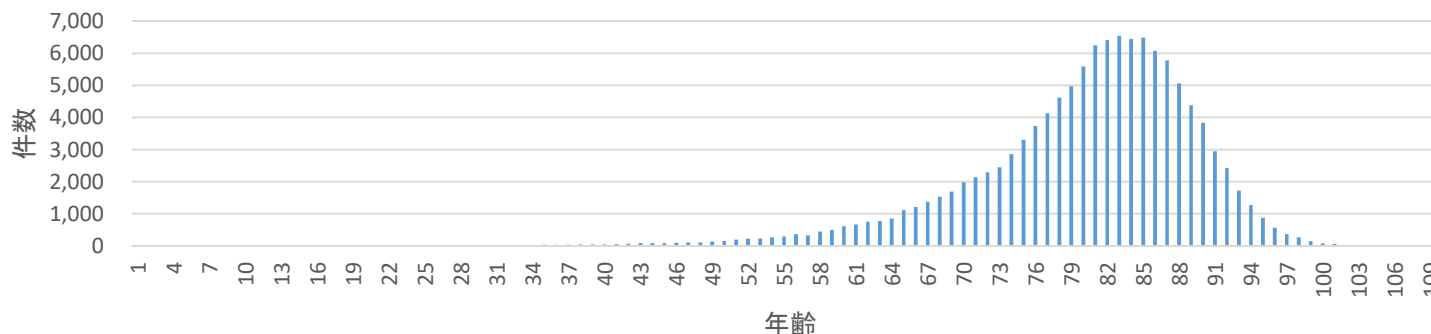
- ① 任意後見契約の登記件数(閉鎖登記除く)
12万0962件(R1.7.29時点) ※閉鎖登記件数は2万0458件
- ② ①のうち任意後見監督人選任の登記がされている件数
3510件(R1.7.29時点)
- ③ 平成30年にされた任意後見契約の登記件数
1万2599件
- ④ 平成30年にされた任意後見監督人選任の登記件数
658件

(3) 任意後見制度の利用状況に関する調査結果

任意後見契約締結時の本人の年齢

- ・ 令和元年7月29日時点の、登記されている(閉鎖登記を除く。)任意後見契約(約12万件)について、任意後見契約締結時の本人の年齢を調査。
- ・ 平均年齢約80歳。

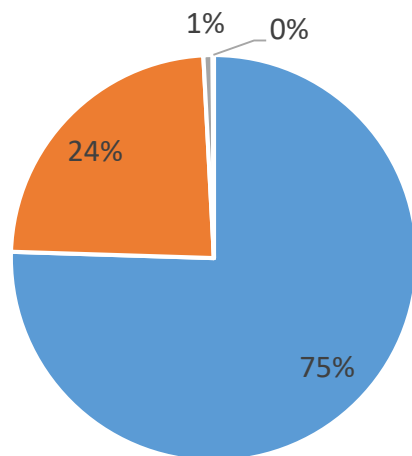
任意後見契約締結時の本人の年齢



任意後見契約の類型

- 平成30年10月及び11月の2か月の間、全国の公証役場において、新たに公正証書が作成された任意後見契約(約1900件)について、その類型を調査。

任意後見契約の類型



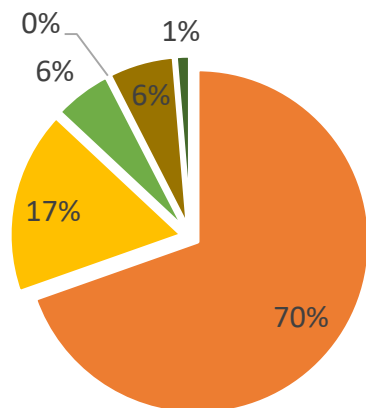
■ 移行型 ■ 将来型 ■ 即効型 ■ その他

- 最も多いのが移行型の契約であり、全体の約4分の3。
- それ以外の契約のほとんど(全体の約4分の1)は、将来型の契約。

任意後見受任者の属性

- 平成30年10月及び11月の2か月の間、全国の公証役場において、新たに公正証書が作成された任意後見契約(約1900件)について、任意後見受任者の属性について調査。

任意後見受任者の属性



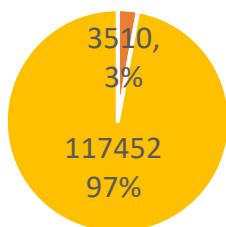
- 親族
- 専門職
- 友人知人
- 市民後見人
- その他団体
- その他個人

- 任意後見受任者の属性として最も多いのは、本人の親族であり、全体の約7割。
- 次に多いのが専門職者であり、全体の2割弱。

任意後見監督人の選任状況

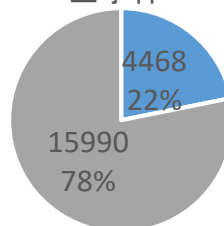
- 令和元年7月29日時点の、①登記されている(閉鎖登記を除く。)任意後見契約、②登記が閉鎖された任意後見契約について、任意後見監督人選任登記の有無を調査。

①閉鎖登記事件を除く全事件



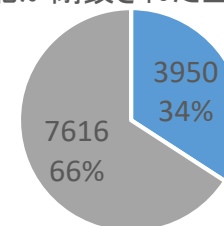
- 監督人選任登記あり
- 監督人選任登記なし

②-1 登記が閉鎖された全事件



- 監督人選任登記あり
- 監督人選任登記なし

②-2 本人死亡により登記が閉鎖された全事件



- 監督人選任登記あり
- 監督人選任登記なし